

「見本市・展示会情報総合ウェブサイト(J - messe)管理・運營業務」の

新プロセスへの移行について

1 次期実施要項の変更箇所が示された場合の新プロセスへの移行

本事業の評価に際しては、次期事業を新プロセスに移行するか、が論点となった。「新プロセス運用に関する指針」の移行基準に照らすと、本事業が一者応札であったことや実施状況報告で判明した課題に対応し次期実施要項で変更すべき個所が多いことから、新プロセスに移行せず、実施要項を再度審議するのが一般的な運用であることが、その理由であった。

しかし、独立行政法人日本貿易振興機構からは、実施状況の報告とともに、別紙4-2別添2のとおり、課題に対応して次期の実施要項を一部変更すべく具体的な内容が適確に提示された。事業評価の段階で、次期実施要項の変更箇所が明確に示された例は初めてであったが、その内容は「新プロセス運用に関する指針」における、「従来の実施要項の内容を承継する」という趣旨に適合するものである。

2 論点の整理と新プロセス移行への評価

このため、次のように整理を行った。

- ・本事業は2回の民間競争入札を経て、概ね良好かつ安定した実施状況であること。
- ・6つの移行基準のうち、①及び②を満たしていること。
(次頁の新プロセス運用に関する指針の2. 移行基準)
- ・競争性については、一者応札の改善に向けて、対応措置が取られていること(③)。
- ・サービスの質の確保及び経費の削減、双方の実現が図られていること(④⑤)。
- ・実施要項の変更内容は、従来の事業の実施方法を変えるものではなく、これらを変更することによって、より良い事業の実施へとつなげていくものであること(⑥)。
- ・提案内容が確実に実行されるものであること(事務局で確認し、HPで公表)。
- ・次期実施要項を評価時点で確認することで、審議の効率化と透明化が図られること。

これらを総合的に判断し、本事業の新プロセスへの移行は適切であると評価したものである。

新プロセス運用に関する指針（平成 24 年 4 月 3 日）（抄）

1. 趣旨

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律は、施行後 5 年が経過し、その間、法に基づく対象公共サービスの増加に伴って、今後の官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）における実施要項及び事業評価の審議の効率化など、監理委員会の関与を軽減する方策を講ずることが課題の一つとなっている。
- (2) このため、公共サービスの質の低下を来すことなく継続して改革の有効性を確保するとともに、事業を実施する国の行政機関等の自主的な取組みを促す観点も踏まえ、評価において良好な実施結果が得られた事業については、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセスを構築することとした。

2. 移行基準

対象公共サービスの評価審議において、実施府省等から新プロセスへ移行したいとの意向が示された事業の移行の可否を、監理委員会が判断するに当たっては、法の趣旨等も踏まえ、主に以下の基準（条件）によることとするが、まず以下の①及び②の基準を満たしていることを確認した後、その他の観点についても検討を加えた上で、事業の実施期間全般の状況も勘案し、総合的に判断を行うものとする。

- ①事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為が無かったか。
- ②実施府省等において、実施状況報告についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を備えている、もしくは、評価委員会等を設けることが予定されているか。
※ 実施府省等においては、必要に応じ、評価委員会等の情報について、既存の各府省入札等監視委員会と共有するなど、連携を図ることが望ましい。
- ③入札に当たって、競争性が確保されていたか。
- ④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、概ね目標を達成しているか。
- ⑤従来経費と契約金額（支払金額）とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げているか。
- ⑥次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を承継する（手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く）見込みであるか（次期事業を、引き続き同地域・箇所、同期間で行う必要があり、入札条件等の大幅な見直しの必要の無いものであるか）。

※ なお、上記により難しい事業（例えば、一者応札の事業や契約金額が従来経費より増加した事業など）についても、地域の特殊性や事業の性質、従前からの経緯等について考慮の上、個々に新プロセスへの移行の可否について総合的に判断する場合もある。